
○出席議員(8名)

議長	10番	谷津邦夫氏	1番	折笠弘忠氏
	2番	只野勝利氏	3番	畠山幸氏
	4番	澤田益治氏	5番	谷内純哉氏
	6番	武田悌一氏	7番	齊藤且氏

○欠席議員(1名)

副議長 8番 儀惣淳一氏

○説明員

市長	西城賢策氏	副市長	北山一幸氏
総務福祉部長兼 総務課長	右田敏氏	財務課長	中原保氏
市民生活課長	金子満氏	企画経済部長兼 建設課長	中沢敏男氏
企画振興課長 兼企画係長	小田弘幸氏	水道課長	千葉俊行氏
教育長	永田徹氏	学校教育課長	高森裕司氏
病院事務局長	澤上弘一氏	総務管理課長	須河恵介氏
医事課長	磯瀬孝氏	消防長	阿部英雄氏
消防署長兼 総務予防課長	辻道元信氏	監査委員	森原裕氏
監査委員事務局長	鈴木信之氏		

○出席事務局職員

議会事務局長 清水光一氏 議会係長 坂保徳氏

◎議長（谷津邦夫氏） おはようございます。

開会前ですが、企画振興課から広報みかさ取材のため、写真撮影の申し出がありますので、許可しております。

開会 午前10時30分

◎開 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） ただいまから、平成28年第1回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、6番武田議員及び7番齊藤議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

会期は、22日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みといたします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みといたします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） それでは、行政報告を申し上げます。

報告第1号の平成27年国勢調査の三笠市集計結果についてでございます。

昨年10月1日実施の国勢調査につきまして、三笠市で集計した結果、北海道から2月26日に速報として届いたものでございます。速報値ですので、確報の際には若干の変動はあると思っておりますが、前回の調査に比べ551世帯、1,141人の減となっております。確報については10月末までに届く予定でございます。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

報告第1号企画経済部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質問ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第4 平成27年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告について（監報第1号）

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の4 監報第1号平成27年度定期監査及び財政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、監報第1号平成27年度定期監査及び財

政援助団体等に対する監査並びに例月出納検査の実施結果報告については、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第2号及び報告第3号について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の5 報告第2号及び報告第3号についてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第2号及び報告第3号については、報告済みとします。

◎日程第6 議案第30号から議案第37号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針）

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の6 議案第30号から議案第37号までについてを一括議題とします。

提案に先立ち、市長及び教育長から平成28年度市政執行方針及び教育行政執行方針の説明のため発言を求められておりますので、順次発言を許可します。

初めに、市長から平成28年度市政執行方針について説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 平成28年第1回定例会に当たり、市政執行への私の所信と施策を申し上げます。

一昨年（平成27年）の11月に、国は急速な少子高齢化の進展への対応や人口減少への歯どめなど、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に「まち・ひと・しごと創生法」を施行しました。

これに対して、都道府県や市町村は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が求められ、本市においては昨年10月に「三笠市人口ビジョン」と「三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、経済・産業活性による雇用の創出、移住定住、子育て支援や地域課題の克服に向けた安心な住環境整備による人口対策、高齢者の健康づくりなどを柱に計画を策定しました。

また、これに伴い、平成24年度からスタートした「第8次三笠市総合計画」において、「三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の新たな事業などを取り入れ、目標人口

を平成33年度末で8,400人に見直しました。

本市は、国が地方創生を掲げる前から「第8次三笠市総合計画」の推進により、まちの再生に向かって動き出し、これらの事業が確実によい方向に向かっていきます。

私は、この流れをとめることなく、また、甘んじることなく、新しい発想をさらに取り入れた中で着実にまちづくりを進め、「希望に満ちた元気産業都市づくり」に全力を挙げて取り組んでまいりますので、市民並びに市議会議員の皆さんの特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、まちづくりに臨む基本姿勢について申し上げます。

一つ目として、行政判断の基本は、本市の市益・市民益にあると考えていること、二つ目は、人口減少対策として徹底した経済・産業活性に取り組まなければならないと考えていること、この二つの基本的な考え方に基づき、今後も市政運営の判断をしてまいりますと考えております。

次に、総合計画の基本目標に基づき、本年度の主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「人が育つまち三笠」についてであります。

昨年4月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、総合教育会議の設置と教育大綱の策定が義務化となりました。

本市においても、総合教育会議の議論を踏まえ、昨年12月に「三笠市教育大綱」を策定するとともに、「第8次三笠市総合計画」の基本目標の一つである「人が育つまち三笠」を本市の目指す姿として、次代を担う子供たちが、たくましく生きる力と思いやりのある豊かな心を育み、家庭・学校・地域の連携により、元気でたくましく学びながら成長できるよう、学習や文化・スポーツ環境の充実を図るとともに、子育てしやすい環境の充実に努めてまいります。

また、誰もが気軽にスポーツやレクリエーションに親しみ、健康増進を図ることができる環境づくりや、地域に根差した社会教育などを通じ、生きがいのある充実した人生を過ごすことができるまちづくりを進めてまいります。

次に、「人が元気で働けるまち三笠」についてであります。

経済・産業活性の取り組みについては、引き続き産業界と徹底的な議論を行い、既存制度の拡充も視野に入れ、必要な制度創設に向けて検討してまいります。

農業については、日本型直接支払事業を引き続き実施するほか、新規就農者や農業後継者の育成・確保にも引き続き取り組んでまいります。

また、農産物の生産性の向上に向け、農業者みずからが行う農地の排水対策については、市独自の小規模排水等整備事業により基盤整備を推進してまいります。

農産物の販路拡大に向け、地元で生産される農産物のブランド化・加工品の開発支援・道内外及び海外で開催されるフェアに積極的に参加し、地元で生産される農産物の魅力を発信し、消費拡大に努めるとともに、農業団体と連携し、TPP対策について検討してま

います。

酪農業については、酪農ヘルパー事業を積極的に支援することにより、持続可能で安心した酪農経営ができるよう取り組んでまいります。

道の駅三笠については、来場者がふえていることから、食の蔵の増設を行い、さらなる交流人口の増加を促進し、地域経済の活性化に寄与してまいります。

商工業及び起業化については、引き続き商工業活性化事業やる気応援補助金などの制度を活用し、後継者問題・空き地空き店舗対策・起業化促進などに対する取り組みを行い、地域経済の活性化を推進してまいります。

また、食に対する取り組みを強化し、商工業者・三笠ジオパーク推進協議会・三笠高校などと連携し、地元産品を活用した商品開発や販売促進を進め、三笠ならではの特産品の開発に取り組んでまいります。

旧商工会館跡地を中心とした中心市街地再整備については、市民の利便性と交流人口増加により、地域経済の活性化を図り中心部の新しいまちづくりを進めるため、商業・観光・交通などの要素を連携させた施設整備の実現に向け、推進してまいります。

さらに、石炭地下ガス化については、引き続き基礎実験を行い必要な基礎データを蓄積するほか、室蘭工業大学による幾春別の山林で実施するフィールド実験のサポートを行い、調査研究を進めてまいります。

企業誘致については、民間の信用調査会社等と連携し、企業誘致に努めるほか、既存企業のニーズや課題等についてもしっかりとサポートし、安定した企業運営のもと、市民の雇用機会の充実や産業の活性化を促進してまいります。

雇用・労働環境については、関連する市内団体と連携を図りながら、労働環境の改善や人材育成などの取り組みに対し支援を行うほか、労働者への生活・教育資金の融資政策を継続してまいります。

また、失業者対策として、ハローワークをはじめとした広域団体との連携による取り組みや求人情報を発信し、雇用の拡大を図ってまいります。

観光については、本市の地域資源を最大限に活用するジオパークを核に取り組み、引き続きジオサイトの整備や学校教育と連携した活動などの事業を実施してまいりるほか、本年度においては特に、新たな体験型ツアーの開発や学習旅行の誘致の強化を図り、ジオパーク効果を最大限に発揮できるよう努めてまいります。

本市の観光施設の一つである三笠鉄道村については、より一層の魅力づけを図るほか、昨年度までに完成したジオパーク幌内エリアと連動した取り組みを検討してまいります。

西桂沢地区のみかさ遊園については、隣接する桂沢国設スキー場とあわせ、引き続き施設管理を徹底し、利用者の安全対策と利用促進に努めてまいります。

また、旅行業者等と連携し、三笠ならではの体験型観光の充実を図るとともに、外国人観光客への取り組みも積極的に行い、1年を通して交流人口の増加と経済振興につなげてまいります。

交流人口の増加を目指し、滞在型観光客を受け入れるための宿泊施設の整備については、民間事業者が岡山地区に計画しているホテル建設に支援を行い、宿泊需要に対応してまいります。

さらに、三笠高校生による高校生レストランを起点とした食の街道づくりを目指し、農業やジオパークとも連動した食による観光づくりを推進してまいります。

中央公園のイルミネーションについては、イベントも含め、充実に努めてまいります。

次に、「人が快適に生活を楽しむまち三笠」についてであります。

交通環境については、今後も地域住民の足である市営バスを守るため、経費節減に努めながら、受益者負担を踏まえた料金体系の見直しにより、運行維持を図ってまいります。

また、市民の利便性を向上させるとともに、移住・定住の促進と観光による交流人口の増加を目指すため、高速道路を通過する都市間高速バスの停留所設置について引き続き関係機関と検討してまいります。

冬の環境については、国や北海道と連携を図りながら、市民の重要なライフラインである道路網の除排雪に努めてまいります。

また、ぬくもり除雪サービス事業を引き続き実施するほか、新たな雪対策を目指し設立した「冬快適プラン策定委員会」において、地域のエネルギーなどを活用した雪対策を検討してまいります。

環境衛生については、ごみの分別など適正排出によるリサイクルの啓発を進め、ごみの減量に努めてまいります。

また、昨年度から進めている新火葬場建設については、本年度秋に供用開始するよう取り組んでまいります。

市営住宅については、現在進めている榊町団地建てかえ事業をはじめ、既存の市営住宅の改修を引き続き実施するとともに、市内各地に点在する空き老朽市営住宅の計画的な除却を進め、地区内集約化を図ってまいります。

また、子育て世帯等を対象とした道営住宅の整備については、北海道と連携し、建設に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

個人住宅については、住まいのリフォーム助成事業や若者移住定住促進家賃助成事業などを引き続き実施し、移住・定住の促進を図ってまいります。

上水道については、「水質検査計画」に基づき、水質管理の徹底を図るとともに、計画的な配水管の改良と老朽管の更新を行い、有収率の向上と効率的な業務執行に努めてまいります。

また、桂沢水道企業団が実施する桂沢浄水場更新事業等の建設負担金に備え、三笠市水道事業建設負担金基金に積み立てを始めるほか、企業会計の健全な経営を目指し、料金の改定に向けて作業を進めてまいります。

下水道については、浸水対策として三笠第3排水区測量設計を行うほか、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

幾春別川総合開発事業については、新桂沢ダムの堤体工事がいよいよ本格的な着手となり、新桂沢及び三笠ぼんべつ両ダムの平成32年度の完成を目指し、着実な工事の推進が図られるものと期待しております。

また、ダム事業と並行し、桂沢湖周辺の開発についても、関係機関との協議を進め、意見・要望が反映されるよう国等に要請してまいります。

森林資源の保護については、昨年度に引き続き市有林環境保全整備事業や分収造林受託事業を実施するほか、民有林についても、森林整備地域活動支援交付金によって森林所有者を支援し、計画的に整備してまいります。

道路・橋梁・河川・公園については、計画的に整備するものは継続して実施するほか、中央公園ステージの更新に着手してまいります。

また、道道関係の整備要望については、引き続き北海道へ要望してまいります。

次に、「人が安心して暮らせるまち三笠」についてであります。

地域福祉については、小地域ネットワーク活動の充実や地域ぐるみで高齢者等を支えるための連携・協力体制をより一層推進するなど、高齢者等が地域から孤立することなく、安心して暮らすことのできる生活環境づくりに努めてまいります。

生活保護については、法に基づき適正実施に努めるとともに、ハローワークとの連携や生活保護就労支援員の配置を継続し、就労及び自立助長に努めてまいります。

また、生活困窮者の自立支援については、被生活保護者を除く生活困窮者の相談を包括的に対応してまいります。

さらに、離職により住居を失った方、そのおそれがある方に対し、住宅確保給付金を引き続き実施してまいります。

児童・母子・父子福祉については、「三笠市子ども・子育て支援事業計画」により、保育所・児童館の各種事業や環境整備、保育所使用料助成事業、乳児紙おむつ購入費用助成事業、子育てサロン事業を引き続き実施し、子育てしやすい環境や市内経済の活性化を推進してまいります。

また、少子化対策として若い世代が結婚に結びつかない現状を踏まえ、結婚活動支援に努めてまいります。

地域医療については、市民が安心して暮らし続けるための大切な社会基盤であり、必要な医療が適切に受けられる環境を維持する必要があります。

そのため、市立病院においては、高齢化が著しい地域の実情を踏まえ、訪問看護事業の充実を図るとともに、高齢者特有の病状に配慮した回復期リハビリテーション病棟の導入により、安定した運営ができるよう努めてまいります。

国民健康保険については、生活習慣病や疾病予防のため、人間ドックなどの各種検診を引き続き実施するほか、保健指導事業や後発医薬品の啓発などが柱となる「データヘルス計画」をつくり、医療費の抑制に努めてまいります。

また、平成30年度からの広域化に向け、国の動きを注視しながら健全な運営に努めて

まいります。

健康づくりについては、各種健康診査や健康教育のほか、各種運動教室を引き続き実施してまいります。

また、がん対策の一つとして、特定の年齢に達した方に対する各種がん検診や肝炎ウイルス検診、中学生までのインフルエンザ予防接種の費用助成事業を引き続き実施してまいります。

高齢者福祉については、「第6期三笠市高齢者保健福祉計画」に基づく保健サービスや施設サービスなどを提供するほか、バス運賃の一部助成や敬老祝い温泉入浴券助成事業、長寿祝い事業を引き続き実施してまいります。

介護保険については、「第6期三笠市介護保険事業計画」に基づき、適正な介護認定及びサービス給付とし、介護保険財政の健全運営に努めるほか、水中運動教室などの予防事業を引き続き実施してまいります。

障害者福祉については、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスのほか、コミュニケーション支援事業やタクシー料金の一部助成等を引き続き実施してまいります。

交通安全については、子供や高齢者に重点を置いた啓発活動を積極的に展開するとともに、関係機関や各種団体と連携し、飲酒運転根絶に向けた交通安全意識の向上に努めてまいります。

市民生活の安全対策については、昨年度施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家が適切に維持管理される対策を引き続き講じてまいります。

防犯対策については、町内会などが行うLED防犯灯への改修などの支援を引き続き実施してまいります。

消費生活については、振り込め詐欺や悪質商法などによる被害の防止を図るため、消費者協会を中心とした消費者被害防止ネットワークを活用し、関係機関と連携しながら啓発に努めてまいります。

消防行政については、安全で安心なまちづくりのため、地域ぐるみの自主防火活動や救急処置の高度化を図るほか、救命率の向上を目的として、応急手当の講習会を積極的に実施してまいります。

火災予防対策については、住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理の周知を図るとともに、高齢者等の弱者を守るために、高齢者宅、老人施設等を重点に防火指導を推進してまいります。

防災については、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに、地域防災リーダーの育成や防災研修会を実施してまいります。

次に、「人と自然が共存できるまち三笠」についてであります。

歴史・文化資源については、長い歴史や風土の中で生まれ、継承されてきたものであり、大切に保存し後世に伝えてまいります。

また、都会の文化に親しむ機会の創出や新しいまちづくりのきっかけにもつなげるた

め、市民の元気づくり講演会を引き続き実施してまいります。

最後に、「人が未来に向かって夢を育めるまち三笠」についてであります。

協働・市民参加については、協働のまちづくり推進事業補助金の活用により、地域住民との連携した地域づくりを目指してまいります。

また、市政懇談会や多くの審議会・委員会のほか、三笠市未来創造会議や三笠市主要団体協議会などを必要により開催し、意見交換に努めてまいります。

コミュニティー活動については、引き続き連合町内会の活動を支援するほか、市役所が市民により近い存在になるよう地区市民センターに出向き、相談活動を行うとともに、集いの場としてのコミュニティー拠点の強化を図ってまいります。

行政運営については、公共施設の修繕として、毎年計画的に緊急性を考慮しながら、安全・安心なまちづくりに向け、実施してまいります。

また、今後の公共施設のあり方については、国から公共施設等の現状把握や更新・統廃合・長寿命化などの計画策定を求められていることから、本年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

財政運営については、今後、地方交付税の削減も懸念されることから、第5次三笠市行財政改革大綱に取り組み、事務事業の見直しや民間委託の推進、老朽不用施設の除却などにより歳出の削減を図るとともに、使用料・手数料などの適正化、不用施設の売却など収入確保に努め、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による制限を受けない財政の運営に努めてまいります。

本市の重要な財源である市税などについては、市民の納税意識の高揚を図るとともに、引き続き納税に誠意の見られない滞納者には法的措置による滞納処分を実施することで、市民負担の公平化に努めてまいります。

移住定住促進については、引き続き施策をテレビCMなどで集中的にPRするほか、地域おこし協力隊の活用により、将来的に地域に定着し、活躍できる人材の育成に努めてまいります。

さらに、旧萱野駅付近については、住宅団地開発可能性調査事業を実施し、開発の可能性について検討してまいります。

また、農業・観光・文化・歴史など、さまざまな情報を広く発信するため、昨年度制定した「三笠市特命大使条例」に基づき、必要により三笠市特命大使を派遣し、本市のさらなる発展に努めてまいります。

私は、「三笠市未来づくり基本条例」に基づき、これまで先人が築き上げてきた誇りと豊かな自然・歴史・文化、そして協働の精神によって築かれたこのまちを継承するとともに、安全・安心で快適に暮らせるまちを構築してまいります。

また、次代を担う子供たちが未来に向かって夢を育み、そして本市に帰ってこられる環境づくりに取り組んでまいります。

私は、先人たちの開拓精神の気概を思い起こし、「誰もが暮らしてみたい田園産業都

市」の構築と「日本一安心して誰もが住み続けたいまち」を実現するため、本市のまちづくりの基盤となる「第8次三笠市総合計画」とそれに連動した「三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を図り、「誇りと希望にあふれるまちづくり」に全力を尽くしてまいり所存であります。

以上、市政執行に臨む私の所信の一端を申し上げましたので、市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

ありがとうございました。

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、教育長から平成28年度教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、登壇願います。教育長。

（教育長永田徹氏 登壇）

◎教育長（永田 徹氏） 平成28年第1回定例会に当たり、教育委員会所管の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が昨年4月に改正されたことに伴い、総合教育会議の設置と教育大綱の策定が義務化となりました。

本市においても、市長と教育委員会により構成される総合教育会議での議論を踏まえ、第8次三笠市総合計画の基本目標の一つである「人が育つまち三笠」を教育の目指す姿として、昨年12月に「三笠市教育大綱」を策定しました。

北海道においては、「北海道総合教育大綱」を策定し、全ての子供たちに社会で自立して生き生きと活躍できる力を培うとともに、互いを思いやり、支え合う優しい心を育むことを教育の目指す姿として取り組んでおります。

一方、本市においては、「三笠市教育大綱」の基本方針に沿って、各施策を確実に執行していくとともに、家庭・学校・地域社会が一体となって、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を基礎とする子供たちの「生きる力」を育むとともに、地域の歴史や文化、まちづくりなどへの関心を深め、地域を知ることによって、三笠で生きることに誇りを持ち、三笠の未来を考え、郷土愛を育む学校教育を推進してまいります。

また、市民の誰もが、あらゆる機会、あらゆる場所で学び続けることのできる社会の実現を図るため、新しい時代を開く生涯学習の推進と心豊かな人づくりに努めてまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園授業料等助成事業を継続し、子育てしやすい環境の充実に努めてまいります。

また、本市の幼児教育を担っている市内唯一の私立幼稚園は、園児数の減少に加え、園舎の老朽化により存続が危ぶまれる状況となっておりますが、幼児教育は子育て世代や移住定住を促進する観点からも必要不可欠なものであることから、当面の間、園の存続を支援するため運営費の一部を補助してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

子供たちが変化の激しい社会において自立して生きていくためには、基礎学力の定着が必要なことから、学力向上対策として、外部人材を活用した学力向上未来塾推進事業を実施するとともに、土曜学習を継続し、子供たちに多様な体験学習の機会を提供してまいります。

また、市内全小中学校において実践してきた小中一貫教育を推進するとともに、三笠小学校・三笠中学校において、コミュニティ・スクールを継続し、家庭・学校・地域全体で子供たちを守り育てる教育環境の充実に努めてまいります。

加えて、英語への興味・関心を高め、実践的コミュニケーション能力を身につけさせるために、3歳から小学校6年生までの親子を対象とした英語教室を継続してまいります。

学校統合に伴い遠距離となる児童生徒の通学手段を確保するため、スクールバスの運行及び定期券料金を補助するとともに、市営バスを利用する遠距離通学となる児童生徒に対し通学費を補助し、安全・安心な通学環境づくりに努めてまいります。

また、岡山・萱野地区の子育て世帯に対する支援策として、岡山小学校児童館登録児童の通所に係る安全確保を図るため、タクシーによる来館支援を実施してまいります。

吹奏楽指導者招致事業として、札幌交響楽団所属の演奏者を招致し、三笠中学校吹奏楽部生徒などの演奏技術の向上を図ってまいります。

また、小学生の給食費無料化を継続し、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。

特別支援教育については、障害のある児童生徒の学校生活や学習上の困難な状況に対して支援員を配置するなど必要な支援を行ってまいります。

いじめ問題対策については、昨年7月に制定した「三笠市子どものいじめ防止等条例」に基づき策定した「三笠市いじめ防止基本方針」により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、子供たちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めてまいります。

また、いじめ問題などに対するスクールカウンセラーの相談を引き続き実施するほか、いじめに関する研修会を開催し、学校職員、保護者、地域が一体となっていじめに対する理解を深めてまいります。

教育研究所においては、新学習指導要領を基本に、本市の特色ある教育と新しい学校教育の実現を図るための研究活動を進めるとともに、コミュニティ・スクールの指導案を作成してまいります。

市立三笠高等学校については、学校経営の基本として、生徒一人一人がかけがえのない人格として捉え、卒業後に多様化する社会に対応できる力を持った人材や地域に貢献できる人材の育成に引き続き努めてまいります。

また、本年度は、生徒に食に関する高度な専門的知識と技術のほか、経営力やコミュニケーション能力を身につけた「食のスペシャリスト」を育成するための三笠高校生による

高校生レストランの建設に向けて実施設計に着手してまいります。

生徒確保対策については、開校以来、継続して定員を確保しておりますが、今後も少子化により生徒数が減少する状況が続くことから、引き続き全道各地の中学校を訪問しPRするとともに、保護者の経済的な負担軽減により安定的な生徒確保を図るため、教材費などの一部を助成してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

「三笠市社会教育中期計画」に基づき、家庭・学校・地域が連携しながら子供を育む環境づくりの推進や学びの成果を生かす機会の提供など、新しい時代を開く生涯学習の推進と心豊かな人づくりを目指し、各施策を推進してまいります。

青少年教育については、地域の自然や特性を生かした体験学習をはじめ、リーダー養成のための研修などを行っている三笠市地域子ども会育成連絡協議会の諸活動への参加を促し、自主的に行動できる子供たちの育成に努めてまいります。

成人教育については、実行委員会と協議しながら、三笠高校卒業生も参加できる成人祭を開催するとともに、高齢者が健康で生きがいのある充実した生活を支援するための学習活動の場として、引き続き、ことぶき大学を開催してまいります。

芸術・文化については、「三笠市民文化芸術振興条例」に基づき、芸術・文化活動を推進するため、文化協会が主催する三笠市民文化祭の運営費の一部を助成してまいります。

文化遺産については、大切に保存・展示するとともに、郷土芸能の魅力や継承の意義などをPRしながら、後世に継承していくための取り組みを実施してまいります。

三笠北海盆おどりについては、炭鉱全盛期の歴史文化を継承する本市の一大イベントとして、まちの活性化を図るため、引き続き開催するとともに、市内外へ向けてのPR強化とさらなる魅力づけを行うため、事業の拡充に努めてまいります。

また、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として、歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き開催してまいります。

公民館については、引き続き、文化団体、サークルに提供するほか、公民館講座を開催してまいります。

また、エレベーターの設置により、市民が利用しやすい施設として整備されたことから、さらなる利用の促進に努めてまいります。

図書館については、子供への読書案内やボランティアによる絵本とお話の会であるかるがも会などの各種事業を実施するとともに、引き続き小中学校へ定期的に図書の貸し出しを行い、子供たちによりよい読書環境を提供してまいります。

また、乳幼児健診時における絵本などの読み聞かせと、乳児に絵本を贈るブックスタート事業を引き続き実施し、子育てを支援してまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、野球は北海道日本ハムファイターズ、サッカーは北海道コンサドーレ札幌に引き続き委託し、子供たちが高度な技術や考え方を習得するための環境づくりに取り組んでまいります。

また、北海道日本ハムファイターズの応援大使を活用したPR活動や観戦ツアー、選手訪問イベントなどを実施し、子供たちの夢を応援してまいります。

パークゴルフ場サンパーク及び運動公園内の体育施設については、引き続き、指定管理者により運営を継続するとともに、サンパークの単独進入通路及び第2駐車場の整備を行ってまいります。

また、市民の健康維持増進と体力づくりに効果が期待できるノルディックウォーキングの普及・啓発に努めてまいります。

博物館については、本市のシンボルマークのモチーフとなっているアンモナイト化石など、古生物を生かした学術研究の充実・発展と地域に根差した教育の場の提供するとともに、国内外のさまざまな種類のアンモナイト化石を展示紹介する特別展を開催し、利用の拡大に努めてまいります。

また、三笠ジオパークの認定を踏まえて、市内の小中学校の児童生徒に本市の自然、産業、歴史などを学ぶ地域科授業を通して、ふるさとへの愛着を深め、誇りに思う心を育ててまいります。

さらに、来館者サービスの向上の一環として無料無線LANを整備してまいります。

以上、平成28年度の教育委員会所管の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育の推進に当たっては、各関係機関、団体などとの連携を図るとともに、市民の皆さんの御協力をいただきながら、子供たちの健やかな成長を育てていく教育環境の充実に努めることが必要であると考えております。

私は、教育委員会が果たさなければならない「役割」と「責任」の重大さを深く認識し、市長と教育委員会が一体となり、本市の教育の質の向上と発展に向け、ここに申し上げます各施策を確実に執行するよう最善を尽くしてまいりたい決意であります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 引き続き、議案第30号から議案第37号までについて、市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第30号平成28年度三笠市一般会計予算から議案第37号平成28年度市立三笠総合病院事業会計予算まで、一括して提案説明申し上げます。

まず、国の平成28年度地方財政対策であります。国は、地方財政への対応に当たっては、昨年度同様、地方が安定的な財政運営を行えるよう、一般財源総額を平成27年度の水準を下回らないよう確保していますが、地方交付税の別枠加算を見直すなど、算定方法の改正を進め、頑張る地方を支援する仕組みの充実を図っております。

こうした中、平成28年度における三笠市の予算は、どのような状況にも対応できる安定的かつ健全な財政基盤を確立し、今後も地方公共団体財政健全化法の制限を受けない財

政構造を維持していくため、引き続き将来負担を意識した公債費の適正化や行財政改革を推進する一方で、子育て支援、高齢者対策、産業活性化対策などの事業を推進し、元気のある地域社会づくりのステップアップを目標に予算編成を行ったものであります。

以下、各会計順に予算の概要について説明いたします。

最初に、議案第30号平成28年度三笠市一般会計予算についてであります。歳出予算から説明いたしますと、経常費予算では、これまでの行財政改革の努力を緩めることなく、引き続き必要経費の見直しの徹底を図るほか、重点的、効率的な予算編成としたものであります。

一方、政策的予算については、「第8次総合計画の確実な推進」「三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進」をコンセプトに、地域の特性を生かした経済・産業活性化による雇用の創出、本市への人口流入の促進、安心して結婚・妊娠・出産・子育てのできる環境づくりを推進するとともに、安心して生き生きと暮らせる環境づくりを推進するため、本議会の冒頭で述べました市政執行方針、教育行政執行方針に基づき、各款にわたって予算措置を行うものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。まず市税については徴収強化を図り、滞納者については法的措置に努め、収入の確保に取り組んでまいります。

諸交付金、地方交付税、臨時財政対策債については、国の地方財政計画に基づき措置するものであります。

使用料及び手数料などについては、利用実態による積算を行うものであります。

また、国庫支出金等歳出関連の特定財源については、現段階で見込めるものについて全て計上するものであります。

債務負担行為については、車両の購入費などについて措置するものであります。

地方債の限度額及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算額との関連により措置するものであります。

以上により、一般会計予算の総額は87億7,168万3,000円となり、骨格予算でありました前年度の第1回補正後予算額と比較して9億8,628万9,000円、率にして10.1%の減となるものであります。

次に、議案第31号平成28年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度に係る本市の財政運営が適切に執行されるよう、制度に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主要となる部分は、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び事務費負担分を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。市が徴収する保険料のほか、一般会計の繰入金として、道と市が負担する低所得者等の保険料軽減額及び広域連合に納付する共通経費分並びに事務費負担分の費用を措置するものであります。

以上により、後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億9,170万2,000円とな

り、前年度予算額と比較して1,086万6,000円、率にして5.4%の減となるものであります。

次に、議案第32号平成28年度三笠市国民健康保険特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度及び前期高齢者医療の財政調整制度等に対応することを基本に、国民健康保険財政の健全な運営ができるよう、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。療養給付費及び高額療養費の措置や特定健康診査及び特定保健指導のほか、人間ドック利用者への助成などの経費を措置するものであります。

一方、歳入予算であります。保険料については、現行の料率等を据え置き、賦課限度額については、被保険者間の負担の公平化を図るため5万円引き上げ、80万円から85万円にするものであります。今後は、広域化となる平成30年度までの間、各種医療制度等の動向や基金の推移を見据えながら、慎重に検討するものであります。

そのほか、国道支出金などの歳出関連で見込まれる全ての収入を措置し、なお不足する1億3,651万9,000円については、国民健康保険基金の取り崩しにより措置するものであります。

以上により、国民健康保険特別会計予算の総額は17億4,754万2,000円となり、前年度予算額と比較して1億5,534万円、率にして8.2%の減となるものであります。

次に、議案第33号平成28年度三笠市介護保険特別会計予算であります。第6期介護保険事業計画を基本に平成27年度の決算見込み額を考慮し、事業などについて必要な見直しを行い、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出であります。保険給付費については、平成27年度の決算見込み額をもとに計上するものであります。

地域支援事業費については、水中運動教室、元気アップ教室を継続して実施するものであります。

一方、歳入であります。まず介護保険料については、保険給付費の増加や介護給付費準備基金の取り崩しによる繰入金等を考慮し、措置するものであります。

また、支払基金交付金、国、北海道、三笠市の負担額については、保険給付費に対するそれぞれの負担割合に応じて措置するものであります。

以上により、介護保険特別会計予算の総額は13億9,098万8,000円となり、前年度予算と比較して7,263万7,000円、率にして5.5%の増となるものであります。

次に、議案第34号平成28年度三笠市育英特別会計予算についてであります。奨学資金の新規貸し付けについては、平成16年度末で廃止し、対象となっている貸付者も平成19年度で終了いたしました。

このことから、歳出予算については、歳入で見込まれる貸付金の返還分など、全ての収入を基金に積み立てるものであります。

一方、歳入予算については、貸付金の返還分189万8,000円を見込み、基金運用益金収入及び預金利子を計上するものであります。

以上により、育英特別会計予算の総額は195万8,000円となり、前年度予算額と比較して8万3,000円、率にして4.1%の減となるものであります。

次に、議案第35号平成28年度三笠市水道事業会計予算についてであります。安全な水を安定的に供給するため、施設の適切な管理に努めることを基本とし、予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、給水収益の減額を見込み、総額2億6,384万6,000円を措置するものであります。

また、支出については、市民の給水需要を充足させるために必要な経費として、総額2億8,997万8,000円を措置、収支では2,613万2,000円の損失となる予定であります。

次に、資本的収支であります。支出については、配水管整備と老朽配水管の改良、メーター器の取りかえが主な事業であり、3億695万7,000円を措置するものであります。

一方、収入については企業債など1億3,660万円を措置するものであります。

以上により、水道事業会計支出予算の総額は5億9,693万5,000円となり、前年度予算額と比較して2,169万6,000円、率にして3.8%の増となるものであります。

次に、議案第36号平成28年度三笠市下水道事業会計予算についてであります。快適な生活を送るための基盤整備と施設の適切な維持管理を図ることを基本とし、予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、下水道使用料の減収を見込み、総額5億8,580万9,000円を措置するものであります。

また、支出では、下水道施設の維持管理に必要な経費として、総額5億7,917万8,000円を措置するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については、三笠浄化センター等の機器更新が主な事業であり、企業債償還金等を含む5億274万2,000円を措置するものであります。

一方、収入については、企業債など総額2億4,906万6,000円を措置するものであります。

以上により、下水道事業会計支出予算の総額は10億8,192万円となり、前年度予算額と比較して917万6,000円、率にして0.9%の増となるものであります。

最後に、議案第37号平成28年度市立三笠総合病院事業会計予算についてであります。

が、病院事業については施設や高度医療機器等の老朽化が進んでいるとともに、大学からの外科医師の派遣が縮小されるなど、非常に厳しい状況となっております。

これらのことを踏まえ、既存の施設や人材の有効活用を図りながら、安定した経営を確保するよう、本年3月1日に一般病棟の一部を回復期リハビリテーション病棟へ移行したことや既に実施している訪問看護事業をステーション化するなど、新たな取り組みによる効果を見込んで編成したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、1日平均入院患者数を109.6人、1日平均外来患者数を294.6人と設定し、入院、外来収益などを見込み、総額19億3,134万5,000円とするものであります。

また、支出では、必要経費として、総額22億3,480万円を措置するものであります。

次に、資本的収支であります。支出については、老朽化への対応や医療サービスの充実を図るため、MRI装置などの医療用機械器具10品目の購入のほか、修学資金貸付金など、総額3億5,899万3,000円を措置するものであります。

一方、収入については、企業債など、総額2億6,010万円を計上するものであります。

以上により、病院事業会計支出予算の総額は25億9,379万3,000円となり、前年度予算額と比較して1億5,373万5,000円、率にして6.3%の増となるものであります。

以上、議案第30号から議案第37号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 以上をもちまして、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第30号から議案第37号までについての提案理由の説明を終わりました。

お諮りします。

議事の都合により、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第30号から議案第37号までについての質疑は、3月14日からの大綱質問により行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第7 議案第8号から議案第12号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の7 議案第8号から議案第12号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第8号三笠市行政不服審査条例の制定から議案第12号三笠市水道事業建設負担金基金条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第8号三笠市行政不服審査条例の制定についてであります。本条例の制定は、行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、必要な事項を定めるものであります。

制定の内容は、行政庁に対する不服の申し立てを調査・審議する第三者機関を設置するほか、手続における手数料等、必要な事項を定めるものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

次に、議案第9号行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。本条例の制定につきましても、行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、必要な事項を定めるものであります。

制定の内容は、第三者機関への諮問を要しない場合の規定を定めるほか、法改正に伴って生じる引用条項の変更及び用語の整理を行うものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

次に、議案第10号三笠市附属機関設置条例の制定についてであります。本条例の制定は、本市に設置している審査会等の見直しを行った上で、附属機関とすることが妥当なものを附属機関として位置づけるため、必要な事項を定めるものであります。

制定の内容は、新たに11機関を附属機関とするほか、臨時の必要がある場合には、臨時的附属機関を設置できることなどを定め、あわせて附則において三笠市非常勤特別職報酬等条例の一部改正を行い、当該附属機関の報酬を定めるものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

次に、議案第11号三笠市職員退職管理条例の制定についてであります。本条例の制定は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の公布に伴い、離職した職員による行政への働きかけが禁じられたことから、退職管理の適正な確保について必要な事項を定めるものであります。

制定の内容は、離職後、営利企業等に再就職した部長または課長に相当する職にあった者について、在職していた組織等の職員に対する職務上の働きかけを禁止すること、離職前に管理または監督の地位にあった者が再就職をした場合に届け出を義務づけ、届け出義務に反したときには過料を科することなど、必要な事項を定めるものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

最後に、議案第12号三笠市水道事業建設負担金基金条例の制定についてであります。本条例の制定は、桂沢水道企業団が実施する桂沢浄水場更新事業及び施設の整備に要する建設負担金を確保するための基金を設置するため、必要な事項を定めるものであります。

制定の内容は、基金の積み立て及び管理、処分の方法等について定めるものであります。

す。

施行期日は、公布の日からであります。

以上、議案第8号から第12号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第8号から議案第12号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第8 議案第13号から議案第24号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の8 議案第13号から議案第24号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第13号三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定から議案第24号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第13号三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、政策立案機能の充実を図るとともに、迅速な政策の推進並びに農業、商業、観光等の連携強化と産業の活性化を図ることなどを目的に機構改革を行うことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、部の見直しとして、企画・財政部門を統合し企画財政部に、企画経済部から経済部門と建設部門を分離し新たに経済建設部とし、高校生レストラン計画立案及び学力向上対策の充実等を図るため、教育次長を配置するものであります。

また、課の見直しとしては、企画振興課を企画調整課と政策推進課に分離し、迅速な政策の推進を図るとともに、観光業務全体を行う観光担当主幹を商工観光課内に設置するものであります。

また、限られた人員体制の中で、より効率的な業務運営を図るため、財務課と納税課を統合し税務財政課とし、建設管理課と建設課を統合し建設課とするものであります。

係の見直しとしては、移住・定住施策の強化を図るため政策推進課に定住対策係を設置し、また、子ども・子育て支援の充実を図るため福祉事務所に子ども子育て支援係を設置、地域支援事業の円滑な実施に必要な準備を行うため保健福祉課に包括ケア推進係を設置するものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

次に、議案第14号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、現在、規則で規定している職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる級別基準職務表を条例で規定するものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

次に、議案第15号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、附則第7条第1項及び第2項表中の「0.86」を「0.88」に改めるものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

次に、議案第16号三笠市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、初めに徴収に関する規定を整備する改正であります。平成26年度の国税の猶予制度の改正を踏まえた見直しが行われ、徴収に関する項目を各自治体の条例で定める仕組みが導入されたことから、徴収猶予関係等の規定を整備するものであります。

次に、市たばこ税に関する改正であります。平成28年4月1日から平成31年4月1日までに4段階で税率の引き上げが実施され、特例税率を段階的に廃止することとなったことから、条項を削除するものであります。

また、市税全般における番号法改正に伴う規定の整備であります。各税における法人に関する規定の整備を行うものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

次に、議案第17号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請及び変更認定申請手数料の新設等を行うものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

次に、議案第18号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、市営バスの適正な運行を維持することを目的として、他の地区との整合性を踏まえ、乗車料金の見直しを行うため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、利用者の区分を改め、小人料金等を追加するものであります。

施行期日は、平成28年6月1日であります。

次に、議案第19号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、国民健康保険料の被保険者に係る賦課限度額を増額するとともに、国民健康保険法施行令における保険税軽減措置の所得判定基準の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、まず保険料の賦課限度額の改正であります。限度額を5万円引き上げ、80万円から85万円とするものであります。

次に、保険料軽減措置の改正であります。国民健康保険世帯において5割軽減対象世帯の基準であります被保険者数に乗ずる金額26万円を26万5,000円に、2割軽減対象世帯の被保険者数に乗ずる金額47万円を48万円にそれぞれ引き上げ、軽減世帯の増加を図るものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

次に、議案第20号三笠市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、厚生労働省令で定める指定地域密着型サービスの基準改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、新たに地域密着型サービスとなった地域密着型通所介護の基準等を定めるほか、国の基準との整合性を図るものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

次に、議案第21号三笠市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、厚生労働省令で定める指定地域密着型介護予防サービスの基準改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者運営推進会議の設置等を義務づけるほか、国の基準との整合性を図るものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

次に、議案第22号市立三笠総合病院事業設置等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、平成26年度診療報酬改定による入院基本料に関する経過措置が終了すること及び訪問医療交通費を実態に合わせた料金に改めることから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、算定方法の変更により、「入院基本料」を別表から削除するとともに、訪問医療交通費を地区のバス料金を基本とする料金から訪問宅までの距離を基本とする料金に改めるものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

次に、議案第23号三笠市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、消防団員の確保及び消防団員間における経験及び技術の継承を円滑に

行うため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、団員の退職年齢を60歳から65歳に引き上げるとともに、消防団の活動に必要であると団長が認めた者であって、市長の承認を得た者は、65歳以降も引き続き団員として勤務できるようにするものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

最後に、議案第24号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、省令が当初想定していなかった設備等に係る離隔距離に関する規定を追加するものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

以上、議案第13号から議案第24号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第13号から議案第24号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第9 議案第25号 第8次三笠市総合計画の基本計画 の一部修正について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の9 議案第25号第8次三笠市総合計画の基本計画の一部修正についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第25号第8次三笠市総合計画の基本計画の一部修正について、提案説明申し上げます。

本計画は、中期実施計画に向けて見直しを行うところであり、昨年10月に策定した三笠市人口ビジョンでの目標人口、三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業を踏まえ、所要の修正を行うことについて議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第25号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第10 議案第26号 三笠市過疎地域自立促進市町村
計画について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の10 議案第26号三笠市過疎地域自立促進市町村計画についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第26号三笠市過疎地域自立促進市町村計画について、提案説明申し上げます。

従前の過疎地域自立促進特別措置法が平成28年3月31日をもって失効となり、引き続き過疎対策の特別措置を講ずるため、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成28年4月1日より5年間の時限立法として施行されたところであります。

このため、この法律に基づき、住民福祉の向上や産業の振興等により本市の自立促進を目指すとともに、本法による特別措置を受けるため、平成28年度から平成32年度までの5年間にわたる三笠市過疎地域自立促進市町村計画について別冊のとおり定めたく、同法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(谷津邦夫氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第26号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第11 議案第27号から議案第29号までについて

◎議長(谷津邦夫氏) 続いて、日程の11 議案第27号から議案第29号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第27号平成27年度三笠市一般会計補正予算(第7回)から議案第29号平成27年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第3回)まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第27号平成27年度三笠市一般会計補正予算(第7回)についてですが、今回の補正は、既定予算額100億8,120万5,000円に9億329万円を追加し、予算の総額を109億8,449万5,000円とするものであります。

まず、歳出であります。国の補正予算の活用による自治体情報セキュリティ強化対策事業や地方創生加速化事業費を措置するほか、市立病院の資金不足に対する補助金を措置するなど、総務費から教育費まで7款において必要な経費を措置するものであります。

そのほか、各款にわたり、事業費等の執行に伴う予算整理を行うものであります。

一方、歳入については、新たな事業に係る財源のほか、過疎債ソフト事業分の財源更正や、事業費整理に伴う市債などを予算整理し、歳出関連の特定財源5億204万3,000円を増額するほか、一般財源については、地方消費税交付金の増額分や前年度繰越金、備荒資金収入などを計上するものであります。

債務負担行為の補正については、平成28年度から事業着手が予定されている桂沢浄水場更新事業に係る桂沢水道企業団への出資について、平成27年度中に協定を締結する必要があることから追加するものであります。

地方債の補正については、過疎債ソフト事業分などを追加するほか、対象事業の執行に伴う整理を行うものであります。

次に、議案第28号平成27年度三笠市下水道事業会計補正予算(第3回)についてですが、まず収益的収入支出について、収益的収入では、他会計補助金等を増額するほか、他会計負担金を減額するものであり、収益的収入の総額を6億730万3,000円とするものであります。

この結果、収入支出差し引きの損益額は624万7,000円の利益となる予定であります。

また、資本的収入支出であります。資本的収入については、企業債等を増額し、資本的収入の総額を2億7,127万3,000円とするものであります。

一方、資本的支出については、築造工事費を増額し、資本的支出の総額を4億7,642万8,000円とするものであります。

この結果、資本的収入支出差し引きによる不足額は2億515万5,000円となり、これに伴う補填財源として、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

また、企業債については、歳入補正に係る限度額の整理を行うものであります。

最後に、議案第29号平成27年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第3回)につ

いてであります。今回の補正は、資金不足額が発生しないよう、一般会計繰入金金を4億8,000万円追加するものであります。

以上、議案第27号から議案第29号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第27号から議案第29号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第12 議案第38号及び議案第39号について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の12 議案第38号及び議案第39号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第38号市道路線の廃止について及び議案第39号市道路線の認定について、一括して提案説明申し上げます。

今回の市道路線の廃止及び認定につきましては、榊町団地公営住宅建てかえ事業及び道道岩見沢三笠線道路改良工事に伴い、市道榊町14号線と東清住線を廃止し、北海道から引き継ぎされる東清住弥生線の市道認定を行うものであります。

以上、議案第38号及び議案第39号について一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第38号及び議案第39号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第13 議案第40号 三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の13 議案第40号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第40号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案説明申し上げます。

三笠市固定資産評価審査委員会委員渡邊祥文氏、田中敬三氏及び小林英夫氏が平成28年3月22日付任期満了となりますので、その後任者として、引き続き、田中敬三氏及び小林英夫氏を選任するものであり、また、新たに納口秀則氏を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては、記載のとおりであり、三笠市固定資産評価審査委員会委員として適任と考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(谷津邦夫氏) お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

本案について質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第40号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 異議なしと認めます。

議案第40号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎議長(谷津邦夫氏) 最後に、日程の14 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案説明申し上げます。

法務大臣から委嘱されています人権擁護委員細川良昭氏の平成28年3月31日付任期満了に伴う後任候補者について、再任として同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の略歴等につきましては、記載のとおりであり、人格、識見などから人権擁護委員

として適任であると考えますので、御答申くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、推薦に可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、可と答申することに決定しました。

◎休 会 の 議 決

◎議長（谷津邦夫氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明日3月4日から3月13日までの10日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

3月4日から3月13日までの10日間、休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 0時06分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員